

## 他者・他グループ等からの意見等

コメント 1-1:論点で記載したのは、対策の余裕の意味で書いています。深掘りQに「対策の適切な余裕」と書いてあり、不確実さの対処を評価のステージだけで処理することは無理で、対応策(耐震強度を上げる、別の補償措置をとるなど)により、安全余裕(システムとして、プラントとして)を適切に見込むことをイメージしていた。論点の記載が正確でないので、対策の余裕、に変えることが良いと考える。

### 返信1-1

標題の文言として「対策の適切な余裕」とあることを見逃してしまい「適切な余裕」という認識でグループ内で議論してしました。大変失礼しました。

グループ内で議論していないので完全に個人的な意見で申し訳ないですが、「対策」というところが少し気になります。例えばリスクが悪化する状態で補償対応として何らかの「対応」を講じる場合にも厳密に言うとその補償対応が十分な補償となっているかは結局は現状のリスク評価と性能目標や裕度との取り合いになるのかと思料します。その意味で結局は「適切な余裕」ということに立ち戻るように思います。

グループ1における反論資料では、上記の“対応策”に係るコメント1-1を以下のように明記して、説明を行った。

### (3) 地震CDF低減に係るフラジリティの観点からの工学的検討

(3-1) 地震CDF評価における重要度解析によって、重要な事故シナリオ、事故シーケンス、構造物・機器、地震動の範囲が同定される。FTに展開する構造物・機器は、一般的に400～500個程度であるが、これらのうち、重要な構造物・機器は、カテゴリズすると10個以内となる。

(3-2) これら重要な構造物・機器のフラジリティー(耐力データ、応答データ)を用いて、各種感動解析を行い、CDFへの感度の程度を把握する。これらの感度解析結果に基づき、耐震対策の一環として、構造設計を行う。これを反映したフラジリティ評価を行い、これらを用いたCDF評価を再度行い、CDFの低減効果を確認する。2桁以上の低減は、リスク・ベネフィット/コスト・ベネフィットの観点から工学的に合理的でない。ここでは、免震構造化やシステム設計によるCDF低減の検討については省略する。

(3-3) 地震ハザードの観点だけからのCDF低減の検討は、工学的に合理的でなく、上記(3-1)・(3-2)の検討が必須である。

コメント 1-2: リスクの完全な把握は努力すべきだが、カバーできていない範囲、つまりPRAをしていない外部ハザードという不完全さは残る。したがって、定量評価ができていないハザードについて定性的、半定量的にでも評価し、その影響度合いを把握し、対策をどの程度の正確さで行うべきかを感じる必要がある。

返信1-2

PRAの数値だけで判断するのではなくRG1.174の5原則が前提になることについてはグループ1内でも十分認識はされています。ただ定性的、反定量的に評価したことに対してその妥当性をどう判断するのかという問題が残ると考えます。最後は十分な議論を尽くした後のexpert elicitationによることになると思料します。問題はそのため的人的資源、人材育成が課題かと。Expert ElicitationとExpert Judgementについては下記のとおり確認しました。

\*Expert Elicitation

定義: Expert elicitationは、特定の問題に対する専門家の知識や意見を体系的に収集し、分析するプロセスです。主に不確実性が高い状況やデータが不足している場合に、専門家の判断を用いてリスク評価や意思決定を行うために用いられます。

方法: 専門家に対して特定の質問を行い、その回答を収集します。これには、フォーカスグループ、アンケート、ワークショップなどの手法が含まれます。収集した情報は統計的手法やモデルを用いて分析され、合意形成や集団的な知見を得ることを目指します。

目的: 不確実性を定量化し、具体的な意思決定を支援することが主な目的です。

Expert Judgement

定義: Expert judgementは、専門家が自身の経験や知識に基づいて行う判断や評価のことを指します。このプロセスは、必ずしも体系的な方法論に基づいているわけではありません。

方法: 専門家が直感や経験に基づいて判断を下すことが多く、必ずしもデータや統計的手法を用いるわけではありません。個々の専門家の見解が重要視されます。

目的: 専門家の直感や経験に基づく判断を活用して、特定の問題に対する評価や決定を行うことが目的です。

グループ1における反論資料では、上記コメント1-2の“定量評価ができていないハザードについて定性的、半定量的にでも評価し、その影響度合いを把握し、対策をどの程度の正確さで行うべきかを感じる必要がある”に係るコメントを以下のように明記して、説明を行った。

(6-2) “考慮していないハザードについて、どれぐらいの余裕を見るかのコンセンサスがなかったので、RG1.174のような取り組みを行う事が出来ない”に対する反論は、以下の通り。

① “考慮していないハザードについて、どれぐらいの余裕を見るかのコンセンサスがなかったので、”において、“考慮していないハザード”が、プラントリスクにどの程度影響するかについて、定性的な俯瞰的なリスク評価を行い、地震・津波・火山に比し、影響が小さいかどうかを確認する。小さい場合、スクリーニングアウトとなる。

② ①において、影響が無視できなくなった場合、上記(5)で述べたように必要に応じて、その外的事象に対するPRA実施基準を策定する必要がある。新規PRA実施基準策定のポテンシャルを有している。

③ “どれぐらいの余裕を見るかのコンセンサスがなかったので、”における“余裕を見る”は、リスク評価における最適評価の原則に反する。

④ “どれぐらいの余裕を見るかのコンセンサス”を穿った見方をすると、上記(3)で述べたようなフラジリティの観点の工学的方策の意味合いがあるか。

コメント 1-3: 影響を見積もるには、当該ハザードに関係する設備や操作の過去のトラブル実績、設計の多重性多様性、規制要件の満足度(安全余裕)など多様な視点から状態を評価し把握することが必要です。意見はその趣旨だと思いますが、ハザードの評価はPRA標準だけに任せるものではないので、広い方法で対処すべきです。PRAの完全性に関する対処については、NUREG-1855に記載があります。NUREGなのでNRCの判定判断にかかるガイドラインではありませんが、事業者や研究者がPRAの不完全をどう取り扱うかの参考になります。不確実さは評価も大事ですが、その結果から、対応を考えるプロセスと方法を確立すべきです。

返信1-3

これも前項と共通するところがあって、いわゆる専門知をどう活用するのか、最終判断をどうするのかというところかと思えます。

“不確実さは評価も大事ですが、その結果から、対応を考えるプロセスと方法を確立すべきです”について、同感です。“対応を考える”での必須事項は、上記反論(3-2)で記述したように、リスク・ベネフィット/コスト・ベネフィットの観点です。

コメント 6-1:原安委の議論で、平均値は上下の分布を反映しているので中央値ではなく平均値を使うべき、との意見があったと記憶している。平均値は極端に高い値や高い値が頻度多く出現している場合に、それらに引っ張られる。統計を取る場合には問題であるがPRAのシナリオの出現頻度の大きさ、つまり大きなものはCDFのドミナントとみなせるので「引っ張られた」値は有用ともいえる。ただ、平均値だけでなく分布に注目することで頻度の大きなシナリオを抑える策が効率的に行える。95%、5%との相対関係をみることも必要だと考える。

#### 返信6-1

ここでいう平均値or中央値の議論は地震等のハザードフラクタルに関するOECD/NEA内での議論を参照している。公開されてない議論かも知れないので取り扱いは要注意だが、ドイツを除く他の欧州諸国は中央値と言っている模様。ドイツ+米国(後段との整合を考慮)は平均値を主張しているようだが、もう少し詳細情報を取得する必要があると考えます。

“「引っ張られた」値は有用”、“95%、5%との相対関係をみることも必要だと考える”について、同感です。

後者に係る反論資料において、以下のコメントを明記しました。

- ・フラクタル曲線の物理的意味
- ・曲線の傾き:偶然的不確かさの対数標準偏差 $\beta_{\text{Hazard}}$ の大きさに決まる
- ・信頼度の違いによる $\alpha$ の幅:認識論的不確かさの対数標準偏差 $[\beta]_{\text{Hazard}}$ の大きさに決まる
- ・ $\alpha$  (5%)と $\alpha$  (95%)の幅:  $[\beta]_{\text{Hazard}}$ が大きい程大きくなる

前者の“「引っ張られた」値”に係る内容は、次の通り。“「引っ張られた」値”は、地震動が大きくなる程、「引っ張られ度合い」が大きくなるので、CDFに影響を及ぼす地震動の範囲を明確にする必要がある。そこで、反論資料において、以下のコメントを明記した。

(2) 以降の議論を深める上で必須の共通情報として、地震CDFの定量評価を例[1]として述べる。

(2-1) 地震CDF(平均値)は、図1(左図)のように地震動ハザードの微分曲線(回/Gal当たりの超過頻度)×炉心損傷確率曲線(-)としてGal当たりの炉心損傷頻度曲線を求めた上で、これをGal当たりで積分して求められる。CDFは、図中の上の凸の面積(薄青色部分)。

(2-2) Gal当たりのフラクタルCDF曲線を図1(右図)に示す。縦軸は、Gal当たりの炉心損傷頻度で、対数軸。横軸は解放基盤での地震動の大きさ(Gal)で、線形軸。

(2-3) 地震CDFを支配する範囲は、図1(右図)のように、縦軸が対数軸であるので、ハッチング部の上に凸の面積であり、基準地震動 $S_s$ から $S_s$ の3倍程度の範囲である。地震動の大きさが大きくなる程、Gal当たりのフラクタルCDF曲線が小さくなる。

コメント 6-2:この文が出ている論点はPRAの読み方に関するところなので、リスク評価結果の平均値や分布だけで意思決定することは無いと理解している。その前提をおいたうえで、端折った表現と思いたい。RIDM/IRIDMは確率論的知見からのみ意思決定するものではない。ただリスク評価結果はCDF値の大小だけでない重要な知見、情報が含まれているので、それを読み解き把握し、分析者間で理解・共有し、意思決定の基盤にすることが肝要である。

#### 返信6-2

グループ全員が「RIDM/IRIDMは確率論的知見からのみ意思決定するものではない」という認識は持っていると思いますが、最終的な判断はbinaryであるので、状況や評価者が変わってもその一貫性をどう担保するかが課題と考えます。

“ただリスク評価結果はCDF値の大小だけでない重要な知見、情報が含まれているので、それを読み解き把握し”が、具体的にどのような内容かを読めない。

しかし、リスク評価において、“リスク・ベネフィット/コスト・ベネフィットの観点”の議論が、ほとんどないのが、次のような懸念から気がかりです。CDFの絶対値を考慮せず、 $\Delta$ CDFのみを重要視すると、どこまでCDFを小さくするのかの観点がなくなり、CDFが非常に小さくなり、コスト・ベネフィットの観点と整合しなくなる。

コメント 9-1:原子力学会で策定したIRIDM標準は読んでもらっているだろうか。「広く合意」という意味が、IRIDM標準にまだ合意、納得していない人がいる、ということであれば、ぜひどこが問題か、何が欠落しているのか、などの意見を標準委員会に出してほしい。公衆審査でなくとも、メールで送ることができる。規格・標準は学協会の担当委員だけが作るのではなく広く意見や情報を求めて成立している。ぜひ使ってほしい。IRIDM標準には、不確かさの定義や扱い方を規定したうえで、附属書(参考)RにNUREG1855の要点を説明している。標準では具体的な使い方が分からない、できない、マニュアルに近い具体的なガイドラインが必要、ということであれば、事例を集めた技術レポートが必要かもしれない。

#### 返信9-1

IRIDM標準になんら掉さす意図はございません。ガイドラインという言葉の不適切に使ってしまい、大変失礼しました。事項とも関連しますが、グループ内で議論した論点で最大のものは平均値+不確かさ、あるいは平均値からめやす値に対する裕度に関して何らかの定量的なめやす値を持つべきか、それとも平均値での評価(もちろん平均値そのものも不確かさを有しますが)して不確かさに関しては別途確認するべきかという議論になりました。当然のことながら裕度に関して定量的なものを設けるのは非常に困難だということは理解しています。結論から申し上げますとグループとしては結論が出ず、「何らかの相場観を持つべき」に収まっています。ただもし何らかの定量感が決められるならそういったものを文書化するべきという趣旨で書かして頂いたものです。大変失礼しました。

コメント 9-2:コメント1-1と同じ。なおPRAの入力データやモデルを最適なものにすることがPRAの原則であるが、情報などの未達で認識論的不確実さはどうしても残る。減らす努力はすべきだが、そもそもデータやモデルになぜ最適にできなかったかは明記しドキュメントとして残すべきである。それが説明性の向上に役立ち、さらに将来のPRAの改良に使える。

#### 返信9-2

グループ内議論でも平均値に関する精度はもちろんのこと、不確かさに関しても認識論的不確実さは最後まで残るので継続的な精度向上に努めるべきという結論になっています。

“減らす努力はすべきだが、そもそもデータやモデルになぜ最適にできなかったかは明記しドキュメントとして残すべきである”について、次の根拠により同感です。

SSHACの基本概念“CBR(Center, Body, Range)of TDI(Technically Defensible Interpretation)におけるTDIでは、科学的・技術的な批判に十分耐える物理的な根拠(データやモデル)について、明示することが必須要件となっている。

コメント 9-3:分布の上限の扱いはIRIDM標準の附属書Q(参考)に記載がある。それによると、次のように平均値を用いることの妥当性を説明している。そしてPRAの結果は複数あるIRIDMで考慮すべき要素(キーエレメント)の一つであるので、最終的判断ではPRAの不確実さを考慮することを記載している。NUREG1855のVolume2(未発行)にはAppendix Aとして次のような記載がある。ただし、これらの記載は入力パラメータの不確かさ幅についてであり、意見9-3のPRA結果の幅についてではない。

なお不確かさ幅を考える際に、PRAの結果としてのCDFの上限と下限の差をみて「4桁、5桁の不確かさがある」とするのは、拙速ではないか。上限と平均値の差、つまりドミナントなシナリオの頻度が集中しているところに着目することは有益であると考ええる。

#### 返信9-3

まさにグループ1で議論したことなのですが、LOCA—PCTの統計手法やDNBRの統計的熱設計手法のように95×95のような不確かさに対して定量的に定められたガイドラインや指針のように「広く合意」されたものがなぜないのかという問題提起がありました。その結論が結局は平均値と別途不確かさを別々に評価するということに戻ってきたものです。

DBの世界では“判定”という概念で縛られますが、リスクでは必ずしも不可という基準は設けられないことは重々理解しながらもどう考えるかは課題かと。

上記の“平均CDFが基準以下”だけでなく、「95%点も基準以下か？」を確認することで、不確実さを考慮した判断ができる”というのは認識がなかったのですが、学会実施基準としてはどのような位置づけになるのでしょうか？明確に「広く合意」されたものならこの議論は不要になります。

同感です。

コメント3-1:NRRCのOLMガイドラインの改定についてコメントするのではないが、日本全体の風潮として外的事象のPRA結果をどのようなリスクプロフィールが得られれば使うつもりなのか？が明確になっていないのではないかと。信頼性が得られるまで、という回答もあるとは気持ちとして理解するが、それではいつまでたっても研究開発レベルにとどまる。研究が悪いと言っているのではない。逆に研究開発は永遠に続けるべきである。ただ同じ課題ではなく課題の種類やレベル(深さ)は随時変えていくべきである。

同感です。“内的事象以外については、定性的または決定論的な検討に基づいて対応することとしている”について、以下反論する。

原子力学会では、地震PRA実施基準、津波PRA実施基準、断層変位PRA実施基準を策定し、各種試評価例を記述している。地震PRA手法の開発は、原研が1985年に開始して約40年。何時まで研究開発をするのか、次の国際的な事実を知っているのか、誤認識も甚だしい。

原子力学会地震PRA実施基準は、2007年に策定され、OECD/NEAで紹介したところ、議長の米国バドニッツ博士(米国PRAの指導者)は、クローージングにおいて、“日本の地震PRA基準により、地震PRA技術は成熟した”とコメントした。米国NRCの関連会議に数度招待され、日本の地震PRA基準の詳細について、説明した。

NRAは、リスク情報活用に積極的に取り組む旨の意思表示を何度もおこなっていると思います(取り組みの現実はさておき)。おそらく、「意思表示」では不十分だ、という議論かと思いましたが、具体的に、「どのような文書、あるいは意思決定形態」であれば、「つかえる」のか、議論がありましたら文書に追記いただければと思います。

「日本においても、政策としてNRAがリスク情報活用を進められるようにするための文書が必要ではないか？」と書かれているのであれば、その「文書」というのは、必ずしもPolicy Statementのような意思表示だけを指しているのではなくて、RG. 1.174のような使い方を定めるものを指しているのだと思います。御承知のように、SG、PRAそれぞれに関するPolicy Statementだけで事態が動いたわけではまったくなく、RG 1.174やNUREG-1150ほかがあってこそだと捉えています。なお、規制当局を強く促そうとするのであれば、事業者が日本版NUREG-1150を作成して世に問うた方がはるかに効果的だと思います。因みに、「文書」というのが意思表示だけを指しているのなら、水掛け論を招くだけです。規制当局は事業者の取り組み(投資、力量)が十分だと認められる技術でない限り、その技術に基づいた規制を行うことは出来ません。

規制がリスク情報活用を進めることを認めるにあたっての、法的・政策的な裏付けが必要なのではないかと考えました。事業者が受ける審査は、法的・政策的な枠組みがあることが前提で、その上でNRA殿のガイド等に照らして申請内容が適合しているかどうかの判断を受けるプロセスと認識しております。では、リスク情報活用について事業者が申請し審査を受ける場合、法的・政策的な枠組みは何で担保しているのか、というのが私の中で疑問として出てまいりました。それで、「日本においても、政策としてNRAがリスク情報活用を進められるようにするための文書が必要ではないか？」という問いを投げかけた次第です。これは、リスク情報活用を進めた結果として、訴訟になった場合の根拠としても整理しておく必要があるのではないかと考えております。

安全目標のWGを原子力学会で開始した際の趣意書に、法律としての位置づけという解釈がされるような文を書いたことがあります。ただ、私の意図としては、安全目標でもリスク情報活用でも、規制機関がなんらかの正式な文書を出し、それを基礎にして、規制基準や規制ガイドライン、さらに学協会規格・標準が整備され、実際の申請、あるいは検査が合理的(理に適ったという意味で)効率的に行われたいと考えています。趣旨としては山中山さんが書かれていることと同じだと思います。私は事業者出身なので、被規制者の方をもつ、ということでは決してなく、規制の判断に際しても、社会に納得、あるいは理解を求めるためには、仕組みが記載された正式な文書が必要と考えています。

ただし、法律や規制基準にがちがちに書くべきとは思っていません。そんなことをすると規制も被規制も無駄な手間を使うこととなります。不確かさを定量的あるいは定性的でも陽に取り扱おうというアプローチにおいて、PRA計算結果だけに単純に白黒をつけた規制決定、あるいは事業者判断をすることは間違いです。

なお、先月の原子力学会秋の大会でリスク部会の企画セッションにおいて、規制庁の村上氏にOLMにかかる発表をしてもらいました。その資料(リスク部会のHPに公開しています)に、規制委員会の第3期中期目標やOLMの実施に向けて規制機関と事業者との会合にかかる状況が説明されています。確かにPRA政策声明書ではないと思いますが、米国と同じ形式を真似る必要はなく、日本の実情に合わせたリスク情報活用や安全目標にかかる文書を出すことも含めた議論を期待したいと考えています。

安全目標政策声明書も同じですが、ある程度、階層構造的な思考だと方向性に関して何らかの大方針が発出されてそれに紐づいて下位のガイドや手順書が体系だってできていくのではないかと思料します。(人によってはある方が動きやすい方とそうでない方がいるかもしれませんが・・)

複数のUSNRC委員長経験者に直接当たって米国での経緯を詳しく調べてみると、その文書策定の時系列は決して上位→下位というようにはなっていません。エビデンスや具体的な情報活用の手順などいわゆる下位文書の準備が十分に調ったことを見極めたうえで上位文書の発出に至っています。時機が熟さないうちに上位文書だけを出してしまうと観念論的議論が続いてしまって実用に至らないよ、って言われました。ホント、その通りだと思います。まあ米国でもまだまだ本格実用にはほど遠いですけど。

#### 【蛇足補足】

成宮さんのコメントにおける第3期中期目標、規制機関と事業者との会合の時期は、次の通り。  
今年2025年の前半です。第3期中期目標(2025年2月)、規制機関と事業者との会合(第1回2025年5月)。

コメント3-3:積極的に手法(モデル)とデータの整備を行うことは賛成である。ただ完成してから使う、ということではなく、学会標準あるいはASME/ANS Standardなどに準拠していれば、つまり間違いでなければ試行で使ってみるということも可能ではないか?安全性向上評価で地震PRAと津波PRAは公表されているが、それを踏まえたRIDMは見えない。規制対応で多くの対策を実施したので、十分だ、ということだと思うが、逆に合理化する案を規制と交渉する材料の一つにPRAからのリスク情報を使うということもできるのではないか?これは安全目標の議論と切り離すべき、との意見はそのとおりだが、安全目標(性能目標も)を議論する際には必ず出てくる課題であるので、別の検討としても良いが、段階的利活用も論点として挙げてほしい。

“安全性向上評価で地震PRAと津波PRAは公表されているが、それを踏まえたRIDMは見えない。規制対応で多くの対策を実施したので、十分だ、ということだと思うが”について、次の理由で同意できない。

“規制対応で多くの対策を実施した”について、確率論的リスクプロファイルに基づいているか、決定論的な観点が中心でないか、前者の観点から積み残しはないか。積み残しが無いとして、リスク評価の必須内容であるコスト・ベネフィットの観点から、過剰対応していないか、重要な対策において、十分な対応がなされているか等の懸念がある。

コメント3-4:下層のリスク指標は規制も事業者も提案し実際に設定しているのはそのとおり。なので上位の安全目標(定量も定性も)の明確化は、下からの実現性を盛り上げていくことにより動くことを期待する。ただ上位の議論をゼロでもよいとは思わない。決まらないのであれば、せめて議論だけでも定期的に進めてほしい。そして出ている意見を議事録という形だけでなく、適宜、まとめていくことも外から分かりやすい。まとめが当初と異なる方向へ行っても、その要因を明確にしておけば問題ない。逆に方向性が定まらない議論を忌避する必要はなく、その要因が重要だと考える。

コメント7-1:上述したように、安全目標階層の下層まで本WGで議論するには、体制を作る必要がある。RIDMやPIIについてはATENAやNRRCで動いていて、規制委員会との意見交換も始まっている。ただ、この時点だからWGで全く議論しないというのではなく、上位と下層の関係性は考えるべきである。安全目標がないとRIDMができない、ということは厳密にはないが、安全目標や性能目標は、その数値だけが役立つのではなく制定の議論において、安全そのものの規制や事業者行動の在り方や考え方を扱うことになる。具体的には、深層防護や安全余裕になる。RIDMは決してPRAの使い方、判断の仕方だけで実施できるものではない。だからPRAが不完全でも不十分でも値さえそれなりであればよい、とは言わない。どのキーエレメントをどの程度の扱いにするか、まさにグレーデッドアプローチでリスク情報(DiDや安全余裕なども入れている)を選定することになる。

コメント8-1:PRAの不確かさがどの要素にどれだけあるのか、を分析することの案が記載されているが賛成。ただいずれの不確かさ要素についてもこのような分析を実施することは時間が多くかかり無駄なので、不完全さの不確かさ、つまりPRAの範囲と詳細度に関して、スクリーニング解析を行うことが、NUREG1855およびIRIDM標準に記載されている。スクリーニング解析には定性的解析と定量的解析があり、定量的解析には、バウンディング解析(Bounding Analysis)、保守的な解析(Conservative Analysis)、現実的な解析(Realistic Analysis)が説明されている。

その通りかと思いますが、そうであるとする議論としてはこれまでの繰り返しになっていないでしょうか。このWGの目的は現在の膠着状態を打破するための方策を検討するのが重要だと考えていましたが、打破する方策に関連する議論がありましたら、追記いただけますと助かります。

“社会との関係”についても、議論する必要があると認識する。これまでの会議において、議論の範囲を“敷地ないのものとする”との説明もあったが、同意しかねる。3.11福島事故における“災害関連死”は、どのように扱うかの議論が必要でないか。

コメント2-1:議論に必須でありほかの用語も定義を行い共有すべき。その際、辞書の意味を単純に掲示するのではなくここでの定義、意味を記載しWGで合意できるようにする。とくに言葉の定義に含まれる具体的な例を記載することは定義の解釈がぶれないようにするため必要なこと。WGメンバーの経験、所属により差異が生じると思うが、共通項としての定義と多様な例を記載すればどうか？

同感です。ワーキンググループ1における反論資料として、上記のように具体的な図を示し、説明を行った。参考のため同反論資料を添付する。

コメント2-2:OLMでのリスク指標の設定やその適用についての事例は論点の議論に必須であると思う。つまりPRA技術の現状から定性分析を取り入れて如何に合理的なリスク管理を実行するか工夫した結果である。論点の文を現状から今後に必要な期待というスタンスで書き直し、OLMのリスク指標とその適用にかかる取り組みを参考情報としてWG報告書に記載することは今後の安全目標(リスク指標も含む)の議論の参考になると考える。